

はじめてのインボイス制度

株式会社マネーフォワード

解説：野永 裕希（株式会社マネーフォワード クラウド経費本部 電子帳簿保存法 担当）

はじめに

本資料は、2022年オンラインにて開催された Web セミナーの内容をもとに、「はじめてのインボイス制度」と題して消費税のことからインボイス制度の概略、導入方法を解説をしております。

各セッション解説員



株式会社マネーフォワード
クラウド経費本部 電子帳簿保存法
推進担当

野永 裕希 (のなが ゆうき)

- BPO (立替経費精算・請求書入力に関わる業務代行) の サービス企画、 導入支援、運用を担当
- 領収書や請求書と深く関連する 電子帳簿保存法やインボイス制度への対応も担当

企業から紙を減らすを取り組みを多方面から行っています。

目次

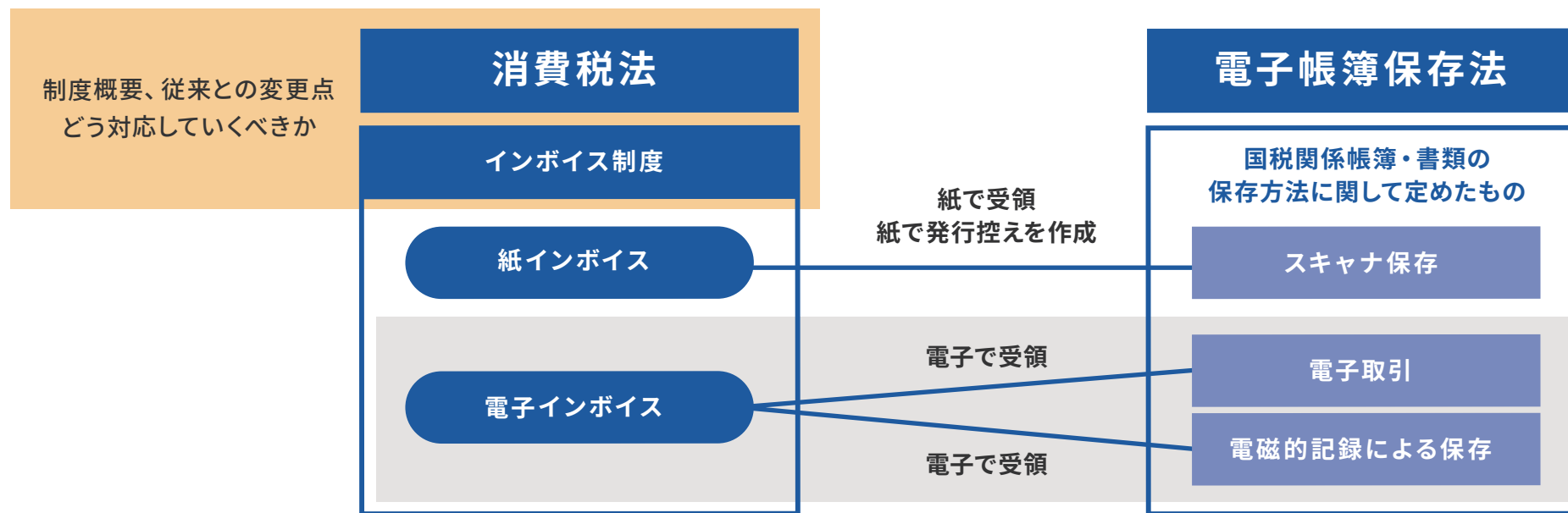
消費税とは _____ P5

インボイス制度とは _____ P10

今回のセミナーの範囲

本日のセミナーの範囲ですが、電子帳簿保存法には触れずに、消費税法（インボイス制度）に関して解説していきます。

今回はインボイス制度の詳細というより概要をご紹介します。インボイス制度を知っていく上で、インボイスの「イ」をセミナーの中で掴んでいただき、今後の理解を深めるきっかけにさせていただけたらと思います。



消費税とは

消費税とは



インボイスを語る上で外せないのが消費税です。

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納税します。消費税が消費者が負担し、事業者が預かってそれを納付するっていうような形になっています。

法人税や住民税と異なり、消費税は消費者が直接納税するものではなく、事業者が預かった後に事業者が納税します。（間接税）例えば朝買ってきたコーヒーは、コンビニ事業者が後に税務署に対して納付する形になるので、直接納付ではなく間接納付するので間接税と呼んでいたりします。

預かった消費税の納税が課される事業者を課税事業者、免除されている事業者を免税事業者といいます。

消費税とは

消費税法では同一の商品やサービスなどに対して消費税が繰り返し課税されることがないように、事業者が納付する消費税から仕入れ時に支払った消費税を控除することができます。これを仕入税額控除といいます。

この仕入税額控除を考慮すると、消費者が支払った1,650円のうち消費税分の150円は、C販売店は30円、B加工工場は20円、A工場は100円を課税事業者として税務署に納める150円と同額になります。

例)

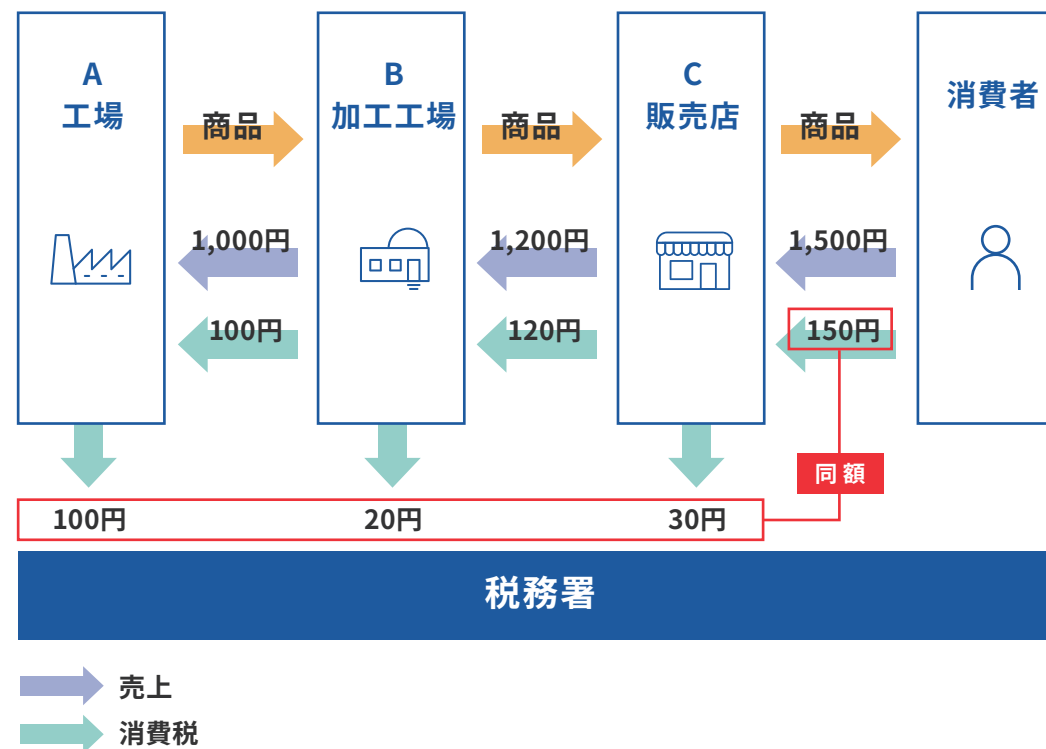
B加工工場の場合は、

売上時：120円（仮受消費税）

仕入時：100円（仮払消費税）

決算時：20円（未払消費税）→納付額

消費税の流れ①



今回のセミナーの範囲

もし、C販売店が免税事業者だった場合を見てみましょう。

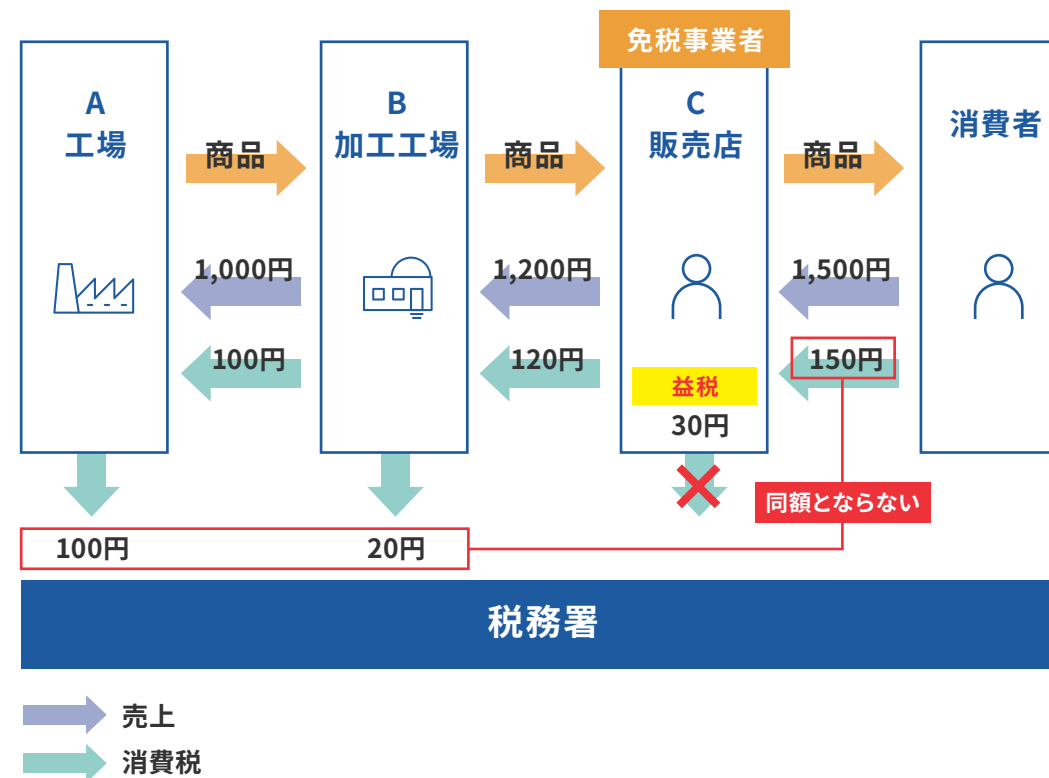
本来、課税事業者であれば納税しなければならない30円を免税事業者は免除されているため、納付する義務がありません。この30円を益税と呼びます。

本来、消費者は150円の消費税を負担しているのにも関わらず、最終的な納税額と一致しません。これでは公平に課税されてるとは言えないのです。



課税事業者であれば納税しなければならない30円を、免税事業者は免除されています。この30円は益税と呼ばれ、益税の問題とされています。

消費税の流れ②



消費税とは



軽減税率など、もし税率が混在する場合は税率ごとに区分が必要になります。

仮に先ほどのB加工工場がA工場に仕入れ時に支払った1,000円のうち、500円分が10%で、500円分が8%の場合、支払っている消費税が10%に比べて少ないので、きちんとその軽減税率の分も計算しないとイケないです。

(例) B加工工場の応用編

軽減税率が混在する**1,000円分**の材料を買って、**1,200円**で売り上げた。

※本則課税に基づき税抜処理の場合

※説明の便宜上、消費税(標7.8%, 軽6.24%)および地方消費税(標2.2%, 軽1.76%)を区分しない

仕入500円の10%	50円 (仮払消費税)
仕入500円の8%	40円 (仮払消費税)
売上1,200円の10%	120円 (仮受消費税)

納付税額を正しく計算するために、税区分の記載が必要となる。
そして計上する際に、きちんと税率を分けて処理しなければならない。

決算時	30円 (未払消費税)
-----	-------	--------------------

決算期末の翌日から2ヶ月以内に納付

正確な税額等の情報を適切に取引先へ伝えるもの=インボイス

インボイス制度とは

インボイス制度って何？



ではインボイス制度とは何？と言ったところで、3つ挙げさせていただきます。

①つ目は、請求書に「登録番号」「税率ごとに区分した消費税額」の記載が必要になります。

②つ目は、仕入税額控除の新たな要件、です。通常の請求書で行われてきた仕入税額控除は、インボイス制度になると適格請求書（インボイス）を受領していないと、使えないということになります。

③つ目は「発行事業者」への登録が必要になります。あらかじめその事業者登録をしておかないとインボイスを発行できないということになります。勝手に発行しても無意味になってしまいます。

1. **請求書に記載する項目を追加**

①登録番号、
②税率ごとに区分した消費税額の記載が追加

請求書	
2023年10月2日	
MFC株式会社 御中	株式会社マネーフォワード
① 登録番号：T6011101063359	
ご請求金額 328,000円	
2023/9/1 品目 A	200,000円
2023/9/15 品目 B ※	100,000円
※軽減税率対象品目です	
小計	300,000円
消費税	28,000円
合計	328,000円
内訳	
10%対象	200,000円
	消費税 20,000円
8%対象	100,000円
	消費税 8,000円

2. **仕入税額控除の新たな要件に**

インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられなくなります

インボイス その他の請求書

仕入税額控除
二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。

3. **発行事業者への登録が必要**

インボイスを発行できるのは税務署に登録した「適格請求書発行事業者」に限ります

課税事業者 → 登録申請書 → 税務署

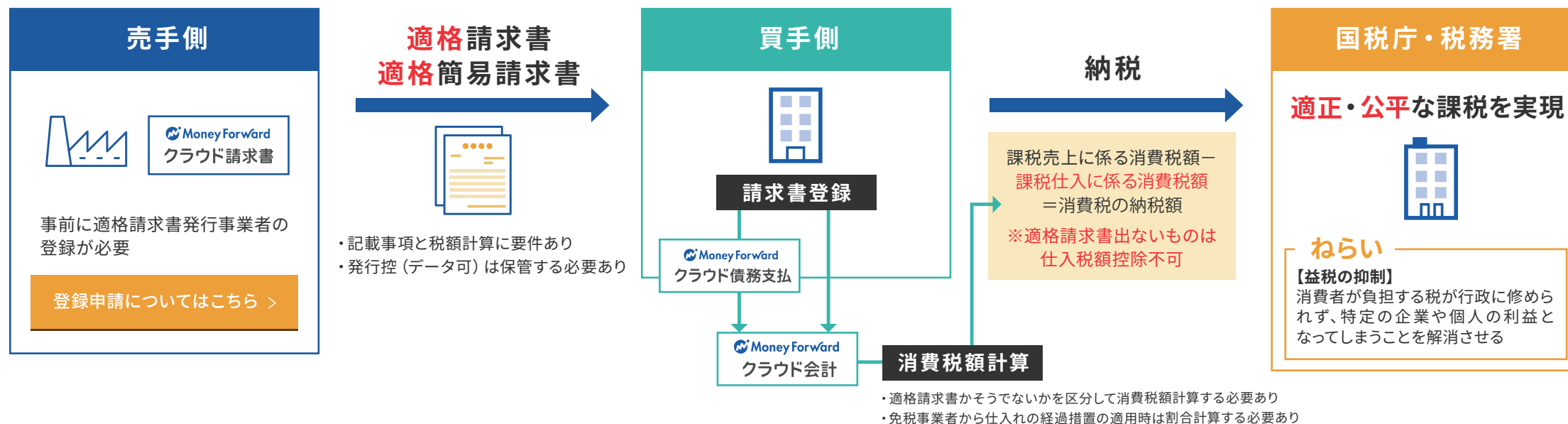
消費税の免税事業者の対応
課税事業者でなければ「適格請求書発行事業者」の登録はできません。免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

インボイス制度って何？



インボイス制度とは

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となる。売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない。これらを制度化したものである。



インボイス制度のねらい



なぜインボイス制度が始まるのかというと、
国税庁が掲げる「適性公平な課税を実現する」スローガンをを行い、さまざまな益税の問題を解消していく目的があります。

適性・公平な課税を実現



益税の抑制

- ①「免税」事業者の益税 「インボイス制度」により縮小方向へ
- ②「端数処理」による益税 「インボイス制度」により是正
- ③「簡易課税制度」による益税 継続だが、今後見直される可能性あり

「免税事業者」とは



冒頭でも説明がありましたが、いわゆる預かった消費税の納付を免れている事業者を免税事業者と言います。

これは小規模事業者や個人事業主の事務負担を減らすための特例措置として用意されていましたが、オンラインでの税金納付やクラウド会計ソフトなどの普及で、その負担も軽減されてきている状況も踏まえ、必然的な形での消費税の納付を促すような流れになってきているといったところです。

事業者免税点制度が適用されている事業者のこと

前年度（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。

※基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定する。

※資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。

※資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例処置



現在は、クラウド会計やe-taxにより、事業負担や税務執行コストが下がっている。
そうであれば、消費税を納めることは必然的であるとも考えられる。

免税事業者の対応



ただ、もちろん免税事業者は引き続き継続するという選択を取ること可能です。

しかし、問題は相手側（仕入れ側）が免税事業者から仕入れた請求書だと税控除が使えないので、そうなるといわゆる買い控えや他社との競争の優位性が下がるといった問題も発生してくるかと思えます。

行っている事業の性質にもよりますが、課税事業者に登録して安定的に取引をするか否かという選択を迫られている状況であります。

	免税事業者 <small>を継続</small>	課税事業者 <small>に変更 (適格請求書発行事業者)</small>
こんな方におすすめ	<p>✗ インボイス非対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 売上先は事業者ではない個人が多い・ 取引先は免税事業者が多い	<p>◯ インボイス対応</p> <ul style="list-style-type: none">・ 取引先は課税事業者が多い・ 今後事業拡大していきたい
メリット	<p>◯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今までどおり消費税の納税の必要はない・ 売上が下がらなければ収入を維持できる	<p>◯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 取引先の仕入税額控除の対象になるので、安定的に取引できる・ 消費税を納税する際も、売上の消費税から仕入の消費税を差引ける
デメリット	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none">・ 仕入税額控除の対象にならず、取引先から消費税分を値引きされる可能性も・ 課税事業者(適格請求書発行事業者)との競争に負ける可能性も	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none">・ 消費税の納税義務が発生する分、手取りが減る・ インボイスは従来の請求書より記載項目が増えるため、経理が複雑になる

👉 インボイスの開始(2023年10月1日)まで時間がありますので、まずは税理士や最寄りの税務署に相談し検討してみましょう。

「インボイス（適格請求書）」の記載事項



現在は真ん中の区分記載請求書等保存方式の⑥⑦を追加するルールに変わりました。（青字部分）

さらにインボイス制度に変わると、それに加えて⑧「税率ごとに区分した消費税額等」と、⑨「請求書発行者の登録番号」の記載が必要になっていきます。

請求書の発行フォーマットを
変える必要が出てくる！

	請求書保存方式 ～2019年9月まで	区分記載請求書等保存方式 2019年10月～	インボイス制度 適格請求書等保存方式 2023年10月～																																										
請求書	<p>請求書</p> <p>2019年9月2日</p> <p>MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード</p> <p>ご請求金額 324,000円</p> <table border="1"> <tr><td>2019/8/1 品目A</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>2019/8/15 品目B</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>324,000円</td></tr> </table>	2019/8/1 品目A	200,000円	2019/8/15 品目B	100,000円	小計	300,000円	消費税	24,000円	合計	324,000円	<p>請求書</p> <p>2019年10月1日</p> <p>MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード</p> <p>ご請求金額 328,000円</p> <table border="1"> <tr><td>2019/9/2 品目A</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>2019/9/16 品目B ※</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>28,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>328,000円</td></tr> </table> <p>⑥ ※軽減税率対象品目です</p> <p>内訳</p> <table border="1"> <tr><td>10%対象</td><td>220,000円</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td>108,000円</td></tr> </table>	2019/9/2 品目A	200,000円	2019/9/16 品目B ※	100,000円	小計	300,000円	消費税	28,000円	合計	328,000円	10%対象	220,000円	8%対象	108,000円	<p>請求書</p> <p>2023年10月2日</p> <p>MFC株式会社 御中 株式会社マネーフォワード</p> <p>⑨ 登録番号：T6011101063359</p> <p>ご請求金額 328,000円</p> <table border="1"> <tr><td>2023/9/1 品目A</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>2023/9/15 品目B ※</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>28,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>328,000円</td></tr> </table> <p>※軽減税率対象品目です</p> <p>内訳</p> <table border="1"> <tr><td>10%対象</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td>100,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>8,000円</td></tr> </table>	2023/9/1 品目A	200,000円	2023/9/15 品目B ※	100,000円	小計	300,000円	消費税	28,000円	合計	328,000円	10%対象	200,000円	消費税	20,000円	8%対象	100,000円	消費税	8,000円
2019/8/1 品目A	200,000円																																												
2019/8/15 品目B	100,000円																																												
小計	300,000円																																												
消費税	24,000円																																												
合計	324,000円																																												
2019/9/2 品目A	200,000円																																												
2019/9/16 品目B ※	100,000円																																												
小計	300,000円																																												
消費税	28,000円																																												
合計	328,000円																																												
10%対象	220,000円																																												
8%対象	108,000円																																												
2023/9/1 品目A	200,000円																																												
2023/9/15 品目B ※	100,000円																																												
小計	300,000円																																												
消費税	28,000円																																												
合計	328,000円																																												
10%対象	200,000円																																												
消費税	20,000円																																												
8%対象	100,000円																																												
消費税	8,000円																																												
記載事項	<p>① 請求書発行者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容</p> <p>④ 取引金額</p> <p>⑤ 請求書受領者の氏名又は名称</p>	<p>① 請求書発行者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容</p> <p>④ 取引金額</p> <p>⑤ 請求書受領者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 軽減税率の対象品目である旨</p> <p>⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額</p>	<p>① 請求書発行者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容</p> <p>④ 取引金額</p> <p>⑤ 請求書受領者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 軽減税率の対象品目である旨</p> <p>⑦ 税率ごとに区分して合計した税抜または税込対価の額</p> <p>⑧ 税率ごとに区分した消費税額等</p> <p>⑨ 請求書発行者の登録番号</p>																																										

「消費税額」の計算方法



インボイスには、消費税額の計算方法が定められています。

ポイントをシンプルにお伝えすると、明細ごとの計算ではなく、請求書単位で税率ごとに1回の計算になります。

請求書		
欄〇〇御中		XX年11月1日
10月分(10/1~10/31) 100,000円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円(消費税 8,416円)	
10%対象	60,000円(消費税 5,454円)	
8%対象	40,000円(消費税 2,962円)	

※印は軽減税率対象商品

△△商事株式会社
登録番号 T1234567890123

消費税額等の端数処理は、適格請求書単位で、税率ごとに1回行います。
10%対象：
 $60,000円 \times 10/110 \approx 5,454円$
8%対象：
 $40,000円 \times 8/108 \approx 2,962円$
(注) 商品ごとの端数処理は認められません。

消費税額の計算方法

- ① 消費税額の端数処理は適格請求書単位で1回
- ② 税率が複数存在する場合は税率ごと行う
- ③ 切上げ、切捨て、四捨五入は任意

➡ 商品ごとの端数処理は不可なため注意

明細ごとに計算して端数処理をすると1円が積み上がってしまう。それらを是正するために、請求書単位での税率計算となります。

適格簡易請求書（いわゆる領収書）の場合



インボイスという請求書のイメージが強くなっていますが、実は領収書の対応範囲になっています。

領収書は「適格簡易請求書」という名前がついており、何が違うのかというと、請求書より少し記載事項が少ないです。具体的には請求先の受領者名。

簡易と名前が付いているとおり、レシートのようなイメージです。

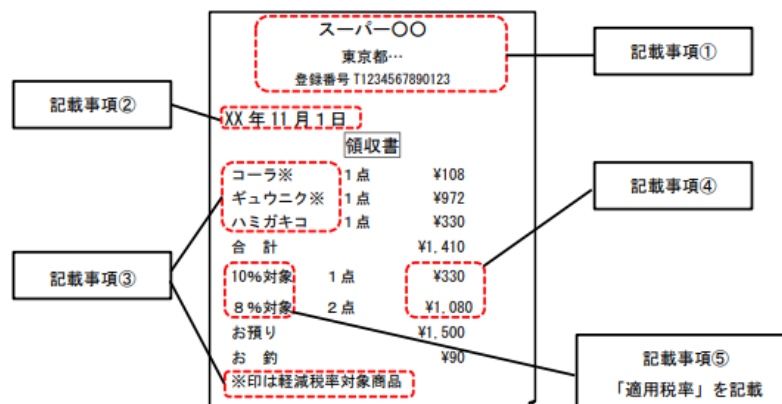
下記例の赤線で囲まれている部分がきちんと記載されているということが、重要になっていきます。

ですので、請求書よりこの管理請求書の方が負荷が高くなるのではと考えています。

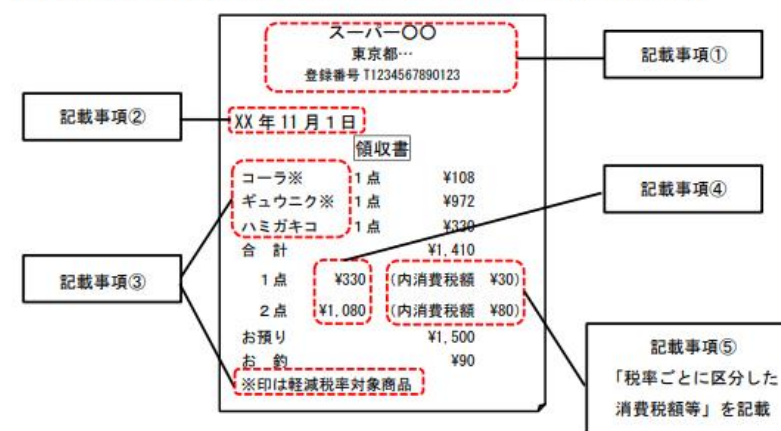
やはり手書きで領収書を書いているような事業者ですと、ここまでの記載事項を書くのは大きな負担ですし、

もちろん事業者側（仕入れ側）もこの形式をご存知ないと仕入税額控除が使えなくなってしまうので、その点も注意が必要です。

【適格簡易請求書の記載例（適用税率のみを記載する場合）】



【適格簡易請求書の記載例（税率ごとに区分した消費税額等のみを記載する場合）】





クラウド経費

「マネーフォワードクラウドシリーズ」が目指す世界

個人事業主、中小企業の事業運営に必要なあらゆる
バックオフィス業務をテクノロジーの力により効率化し、
生産性の向上に貢献します。

[サービス資料をダウンロード](#)

本書は株式会社マネーフォワード（以下、「当社」という）が独自の調査により作成したものであり、情報の正確性等について何ら保証するものではありません。また、いかなる場合においても責任を持つものではありません。電子帳簿保存法および関連する法令の解釈・適用については、弁護士、税理士その他専門家にご確認ください。本書は2022年4月1日時点において作成されたものであり、予告なく内容を変更する場合があります。また本書を当社の許可なく、第三者に提示・複製・配布・譲渡することを禁じます。本書の全文およびデータ等の著作権を含む知的財産は当社に帰属し、事前に当社の書面による承諾を得ることなく、本書に修正・加工することを禁じます。